

事 務 連 絡
令和3年4月15日

各民間検査機関御中

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」の活用について

新型コロナウイルス感染症の検査については、これまで検査体制の整備にご協力いただいていたところです。

先般、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「次の感染拡大に備え、高齢者施設の従事者等に対し積極的に検査を実施できる体制を整備するとともに、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合も十分に検査ができるよう、国及び自治体の連携のもと、概ね4月中を目途に検査体制整備計画を見直す」とされました。これを踏まえ、地方公共団体においては「「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」（令和3年4月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参考として、必要な検査体制の整備に取り組んでいただくこととしています。

また、現下の感染状況やまん延防止等重点措置区域への指定を踏まえ、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、地方公共団体の中には、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画の策定及び実施に当たっているところもございます。

このような今後の検査需要等を踏まえ、民間検査機関のみなさまにおかれましては、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」（感染症検査機関等設備整備事業）を積極的に活用し、効率的かつ迅速に検査を行うために検査機器を整備するなど、必要な検査体制の整備に一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

当該交付金について、不明点等がございましたら、所在の都道府県庁まで相談いただきますようお願いいたします。

(御参考)

○「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000761125.pdf>

○「「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」（令和3年4月1日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764740.pdf>

○「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の交付申請等について」（令和3年4月1日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764828.pdf>

○「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（令和3年4月1日付厚生労働省発医政0401第4号、厚生労働省発健0401第6号、厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764829.pdf>

○「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和3年4月1日付医政発0401第8号、健発0401第11号、薬生発0401第18号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764831.pdf>

○高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000769251.pdf>